事業名 借上財産評定委員会の結果について (さいたまスーパーアリーナ)

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年5月31日の合意の 考え方に基づくもの であること		 本件は、本大会におけるバスケットボール会場の競技会場となるさいたまスーパーアリーナの運営に必要な施設を確保するに当たり、必要となる会場使用料である。 オリンピック競技が実施される予定であり、大枠の合意に基づき、オリンピック経費の全額を東京都が負担する事項である。 パラ経費はなし。 	
事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織 委員会が一括して執 行した方が効率的、効 果的であること		・ 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体で ある組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行 する内容として妥当である。	
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性	必要性	・ さいたまスーパーアリーナは、東京 2020 大会の上記競技の 競技会場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠 である。	
(適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し	効 率 性	・ 各施設の使用期間については、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。	
て相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること	納得性	・ 会場使用料は、「さいたまスーパーアリーナ利用料金表」等に 基づく単価に基づき算定を行っており、算定プロセスの適正 性、公正性を担保している。	
その他経費の内が公費負担の対して適切なものること	象と	 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う使用料負担は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切と言える。 借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。埼玉県及び指定管理者と引き続き交渉し、一層の経費縮減を図り、V4予算内に収めること。 	

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

事業名 借上財産評定委員会の結果について (横浜スタジアム)

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年5月31日の合意の 考え方に基づくもの であること		 ・本件は、本大会における野球・ソフトボール会場の競技会場となる横浜スタジアムの運営に必要な施設を確保するに当たり、必要となる損失補償である。 ・オリンピック競技が実施される予定であり、大枠の合意に基づき、オリンピック経費の全額を東京都が負担する事項である。 ・パラ経費はなし。 	
事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織 委員会が一括して執 行した方が効率的、効 果的であること		・ 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。	
経費がななの内で、単独を変し、などのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	必要性	・ 横浜スタジアムは、東京 2020 大会の上記競技の競技会場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。	
	効率性	・ 各施設の使用期間については、関係FAと調整の上、施設所 有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最 大限の配慮を行っている。	
	納得性	 補償対象は、施設の借上げに伴い休業を余儀なくされる、当該施設の施設運営者に対する損失補償である。 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 	

その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであ ること

- ・東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失 補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、 公費負担の対象として適切と言える。
- ・今後の交渉の中で、一層の経費縮減を図り、V4予算内に収めること。
- *公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

事業名 借上財産評定委員会の結果について (横浜市役所関連)

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の 考え方に基づくもの であること		 ・本件は、本大会における野球・ソフトボール会場の競技会場となる横浜スタジアムの運営に必要な施設(横浜市役所)を確保するに当たり、必要となる損失補償である。 ・オリンピック競技が実施される予定であり、大枠の合意に基づき、オリンピック経費の全額を東京都が負担する事項である。 ・パラ経費はなし。 	
事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織 委員会が一括して執 行した方が効率的、効 果的であること		・ 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。	
経費がななな、単納もて等妥めなど、適価の相の相のという。なな類との相のはないのは、数規とのは、のはないのは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、の	必要性	・ 横浜スタジアムは、東京 2020 大会の上記競技の競技会場で あり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。	
	効 率 性	・ 各施設の使用期間については、関係FAと調整の上、施設所 有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最 大限の配慮を行っている。	
	納得性	・補償対象は、野球・ソフトボール競技会場の関連施設である横 浜市役所の借上げに伴い発生する損失補償である。 ・国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有 識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施 行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。又、業務 委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有 識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実 施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続 きに則り評定した上限額といえる。	

その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであ ること

- ・東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失 補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、 公費負担の対象として適切と言える。
- ・今後の交渉の中で、一層の経費縮減を図り、V4予算内に収めること。
- *公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

事業名 借上財産評定委員会の結果について(横浜国際総合競技場)

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の 考え方に基づくもの であること		 本件は、本大会におけるサッカー会場の競技会場となる横浜 国際競技場の運営に必要な施設を確保するに当たり、必要と なる損失補償である。 オリンピック競技が実施される予定であり、大枠の合意に基 づき、オリンピック経費の全額を東京都が負担する事項であ る。 パラ経費はなし。 	
事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織 委員会が一括して執 行した方が効率的、効 果的であること		・ 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。	
経費がななで、単納もて等要がなど、適価性とかなり、正かり、な類しとがなり、なり、なり、なり、ないのでである。	必要性	・ 横浜国際総合競技場は、東京 2020 大会の上記競技の競技会 場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。	
	効 率 性	・ 各施設の使用期間については、関係FAと調整の上、施設所 有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最 大限の配慮を行っている。	
	納得性	 補償対象は、施設の借上げに伴い休業を余儀なくされる、当該施設所有者の横浜市及び指定管理者に対する損失補償である。 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 	

その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであ ること

- ・東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失 補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、 公費負担の対象として適切と言える。
- ・今後の交渉の中で、一層の経費縮減を図り、V4予算内に収めること。
- *公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。